

琉球王国外交文書等の編集刊行及びデジタル化事業にかかる平成31年度歴代宝案訳注本第4・5・6・12・14冊デジタル化・テキスト化業務委託について一般競争入札に付するので次のとおり公告する
平成31年4月16日

沖縄県知事 玉城康裕

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名称 平成31年度歴代宝案訳注本第4・5・6・12・14冊デジタル化・テキスト化業務委託
- (2) 契約の内容 歴代宝案訳注本第4・5・6・12・14冊のJPG形式の画像データ、PDFおよびテキストデータを作成する
なお当該資料はインデザインから抜き出したテキストデータがある
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和2年2月28日まで
- (4) 成果物の納入場所 沖縄県教育庁文化財課史料編集班（南風原町新川148-3 沖縄県公文書館内）

2 一般競争入札参加資格

次に定める要件をすべて満たす企業、団体とする。

- (1) 沖縄県内に本社、支社、本店、支店、営業所等を有すること。
- (2) 営業年数が平成31年1月1日現在において3年以上であること。
- (3) 資本金が500万円以上であること。
- (4) 従業員が5名以上であること。
- (5) 過去5年以内（H26～H30年度）に、国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と、琉球関係漢文史料のデジタル化・テキスト化作業の委託契約を1件以上受託し、これらを全て誠実に履行した実績があるもの。
- (6) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定第7条第2項（昭和47年7月20日告示第69号）に基づく指名停止期間中の者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規程に該当しないものであること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。

3 申請の方法等

この公告の入札参加を希望する者は、次の関係書類を下記に示す期限内に指定場所に持参して提出し、入札の参加資格にかかる審査を受けなければならない。

(1) 提出書類

- ① 一般競争入札参加資格確認申請書【第1号様式】
 - ② 会社概要を示す書類（業務内容、設立年月日、資本金、従業員数等、要掲載）
 - ③ 上記2（5）の業務実績証明書【第2号様式】及び実績を証する契約書等の資料
 - ④ 入札保証金納付書発行依頼書【第3号様式】※入札保証金を納付する者のみ。
 - ⑤ 一般競争入札参加申請関係資料確認票【第4号様式】
- (2) 受付期間：平成31年4月16日（水）～5月13日（月）まで
 - (3) 受付時間：午前9時～午後5時まで

(4) 提出場所：沖縄県教育庁文化財課史料編集班

沖縄県南風原町字新川 1 4 8 番地の 3 沖縄県公文書館内 TEL : 098-888-3939

4 審査結果の通知

入札参加資格について郵便等により通知する。 令和元年 5 月 1 6 日 (予定)

5 入札参加資格の有効期限

入札参加資格を付与された日から契約締結日までとする。

6 入札参加資格の適用範囲

この公告で定める入札に参加できる者の資格は、沖縄県が実施する琉球王国外交文書等歴代宝案訳注本第 4・5・6・12・14 冊デジタル化・テキスト化業務委託にかかる一般競争入札に限り適用される。

7 資格審査申請事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該資格の有効期限内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名 (法人にあつては代表者の氏名)
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあつては資本金
- (6) 電話番号

8 資格の取消し

- (1) 入札参加資格を有する者が 2 (8) に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該資格を取消し、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格を取り消した時は、当該資格者にその旨を通知する。

9 入札説明会

開催日時：平成 3 1 年 (2019) 4 月 2 4 日 (水) 午後 3 時

開催場所：沖縄県公文書館 会議室 (南風原町字新川 1 4 8 - 3)

10 入札の日時及び場所

入札日時：令和元年 (2019) 5 月 2 2 日 (水) 午後 3 時

入札会場：沖縄県公文書館 会議室

11 入札方法

入札金額については、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

12 入札及び契約の手続において使用する言語並びに通貨

日本語及び日本国通貨

13 入札保証金

(1) 入札保証金の納付

本件に係る入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第100条の規定により、見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付し、**令和元年（2019）5月21日（火）午後5時までに領収書の写しを提出**すること。

(2) 入札保証金の免除

次の①または②に該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる**（免除申請書類は令和元年（2019）5月17日（金）午後5時までに提出**すること）。

① 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しその証書を提出する場合。

② 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

14 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人か同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (5) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (6) 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (7) 入札条件に違反した入札
- (8) 連合その他不正の行為があった入札
- (9) 入札保証金が所定の金額に達しない者のした入札

15 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする（地方自治法施行令第167条の9）。
- (3) 入札は再度入札も含めて3回までとする。ただし、上記14の無効の入札をしたものの、再度の入札への参加を認めない。再度入札に付しても落札者の無いときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、最低価格提示者との随意契約ができるものとする。

16 契約について

落札者の決定後、7日以内に業務委託契約を締結しなければならない。ただし、契約担当者が特に

指示した時は、この限りではない。業務委託契約の内容は、業務委託契約書のとおりとする。

17 契約保証金について

沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額の100分の10以上の金額を県に納付すること。ただし、次のいずれかに該当すると認められるときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に本県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合。
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した二以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合。

18 その他必要な事項

- (1) 各種申請書及び資格確認資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 提出された申請書及び資格確認資料は返却しない。
- (3) 最低制限価格 設定しない
- (4) 申請書及び資格確認資料の受理後、書類内容を審査し、書類の記載漏れや添付漏れ等があった場合は、競争参加資格無しとなり、入札に参加できなくなることがある。

19 入札関係書類の配布期間等について

- (1) 配布期間 本案件公告日から登録申請締切日まで
- (2) 配布場所 沖縄県教育委員会公式ホームページに掲載する。[\(http://www.pref.okinawa.jp/edu/\)](http://www.pref.okinawa.jp/edu/)

20 問い合わせ先

沖縄県教育庁文化財課史料編集班 担当：漢那敬子（かんなけいこ）

TEL：098-888-3939

FAX：098-888-3944